

長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第40条第9項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、第23条第1項又は第2項の決定（以下「開示の決定」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（<u>審査請求があった場合の措置</u>）</p> <p>第40条 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「裁決実施機関」という。）は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合を除き、直ちに、長岡市附属機関設置条例（昭和32年長岡市条例第7号）に定める長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の指名は、同項ただし書の規定により行わないものとする。</u></p> <p>2 前項前段の規定により諮問をした裁決実</p>	<p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、第23条第1項又は第2項の決定（以下「開示の決定」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>（<u>不服申立ての手續</u>）</p> <p>第40条 <u>実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく、長岡市附属機関設置条例別表に定める長岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。</u></p>

施機関は、次に掲げる者（以下「審理関係人」という。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合は除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、審理の手続を計画的に遂行するため必要があると認める場合は、裁決実施機関及び審理関係人に対し指導をすることができる。

4 審査会は、必要があると認める場合は、諮問された事項を合併し、又は分離して、審理及び答申をすることができる。

5 行政不服審査法第29条から第36条まで、第38条第1項から第3項まで及び第41条の規定は、審査会が諮問を受けた審査請求の審理の手続について準用する。この場合において、同法第29条第1項中「審理員は、審査庁から指名されたときは」とあるのは「長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）第12条第1項の規定により諮問を受けたときは」と、同条第2項及び第5項、同法第30条から第37条まで並びに同法第38条第1項から第3項まで並びに同法第41条の規定中「審理員」とあるのは「審査会」とする。

6 審査会は、審理の手続が終結したときは、
裁決に関する答申書を作成し、これを審査会
における審理の記録とともに、諮問をした裁
決実施機関及び審理関係人に送付するとと
もに、答申書の内容を公表するものとする。

7 第3項から前項までに定めるもののほ
か、審査会の運営に必要な事項は、審査会が
定める。

8 裁決実施機関は、裁決をする場合におい
て、当該裁決の主文が審査会が答申した意見
と異なる内容であるときは、異なることとな
った理由を、行政不服審査法第50条第1項
第4号に規定する理由とともに、裁決書に記
載しなければならない。

9 第25条第3項の規定は、次の各号のい
れかに該当する裁決をする場合について準
用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査
請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求
に係る行政文書の全部を開示する旨の決定
を除く。)を変更し、当該審査請求に係る
行政文書を開示する旨の裁決(第三者であ
る参加人が当該行政文書の開示に反対の意
思を表示している場合に限る。)